



乙島っ子

令和5年度 NO. 2

令和5年 4月20日 倉敷市立乙島小学校

「歩く」ルールは、何のため？

「生徒指導」を考える

生徒指導提要

令和4年12月
文部科学省



「生徒指導」…あまり聞き慣れない言葉かと思われます。「社会の中で自分らしく生きることができる大人へと児童生徒が育つように、その成長・発達を促したり支えたりする意図でなされる働きかけの総称」…難しいですね。一方、「生徒指導」に対し、よくお聞きになると思われるのが、「学習指導」。これら二つは、「密接な関係がある」とされています。それは、そうでしょう。お勉強ができて、お友達と仲よくできにくければ、いわゆる「社会」の中で生きていくことは難しいでしょうし、お友達と仲よくできる力をもっていれば、分からないとき助けてもらったり教われたりしてお勉強ができるようになっていくことが期待されます。

このたび、「生徒指導に関する基本書」とされている生徒指導提要が12年ぶりに改訂されました。中でも、特に大きく見直されたのが“時代にそぐわない”と問題視されてきた「校則」についてです。これまでは、「校則」は、「見えにくい」という側面をもってきました。そこで、今後は、校則に外の目が入り、保護者や地域住民とも、「この学校にはこういうルールがある」という共通認識をもてるよう、努めてまいりたいと思います。

「よい子の暮らし」を考える

本校の「校則」に当たるものとされる「よい子の暮らし」。年度はじめには、ご家庭に配付し、ご理解とご協力をいただいているところですが、地域の方に知っていただく機会は十分ではありませんでした。

一方、校則等については、提要にも、「地域の人々に周知し、理解を得る努力をすること（例えば、学校のホームページに掲載する等）が大切です」と示されていることを受け、本校でも、「よい子の暮らし」を掲載することとしました(<https://www.kurashiki-oky.ed.jp/otoshima-e/>)。

【ご提案】「よい子の暮らし」にまつわる次の二つの案について、ご質問、ご意見等ありましたら、教頭、校長までお聞かせ願います（086-522-2440）。なお、4月28日（金）までをお願いします。

「家での暮らし」の中の「・学区外へは、子どもだけで遊びに行かない。」について

【検討課題】「学区」を「乙島小学校区」とすると、現在、児童が遊びで利用している「カノ割公園」などが児童だけで利用できなくなる。「玉島の森」まではいけないのは分かるが、校則の見直しはできないか。

【ご提案】乙島小、乙島東小の両学区には、それぞれ、「届け出によりいずれの学校にも通うことができる地域もあるため、今回、「乙島小・乙島東小学区をめやすとした地域の外へは行かない」としたい。

「家での暮らし」の中に、「・お店では遊ばない。」を入れるか について

【検討課題】子どもが駄菓子屋やスーパーなどに行って、買い物はするが、そこで友達とはしゃいだり、買ったお菓子をお店の外で食べたりしている。「よい子の暮らし」で、「禁止」を明文化してはどうか。

【ご提案】「児童の実態にそぐう」内容であると考えられるが、「校則」というよりは、むしろ、「人々が、善悪をわきまえて正しい行為をなすための規範」である「道徳」の範ちゅうにあると考えられ、見送る。